

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：徳島県板野町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.4%
全職員	77.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	88.9%
本庁係長相当職	94.9%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.7%
31～35年	96.6%
26～30年	83.8%
21～25年	95.2%
16～20年	96.3%
11～15年	96.3%
6～10年	93.8%
1～5年	88.8%

#### 【説明欄】

役職段階の課長補佐相当職の区分で差異が生じているのは、定年延長による給与の7割措置の対象となった職員が全員女性であるため。勤続年数別の36年以上と26～30年の区分で差異が生じているのも、同様の理由である。

勤続年数別の1～5年の区分で差異が生じているのは、給与決定における経験年数が長い職員が男性に多く、男性職員の平均給与が上がる要因となっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。